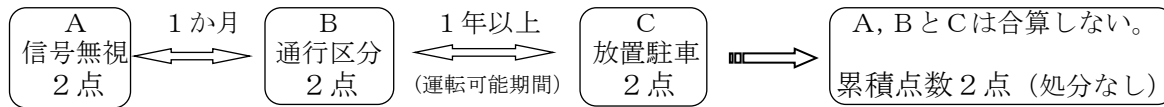


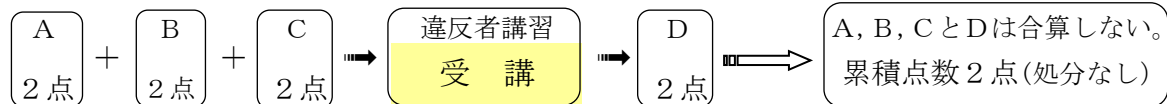
## 計算されない点数・前歴

### ○ 計算されない点数

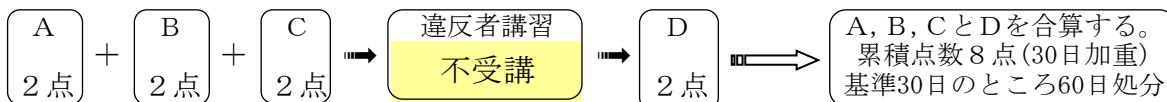
処分の基準点数に達していない点数（例えば、前歴のない方にとっては5点までの点数）については、その後1年以上の間（運転可能期間）に違反や事故がなく経過したときは、その後の点数と合算されません。



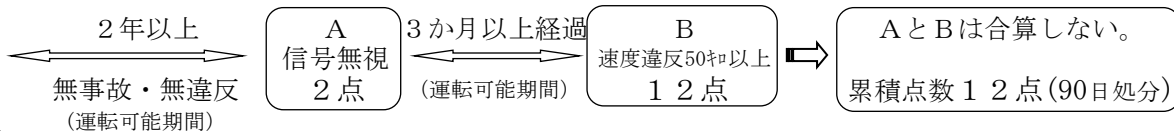
違反者講習を受講した場合、通知の対象となった点数と、以降の違反点数とは合算されません。



違反者講習を受講しなかった場合、通知の対象となった点数以外に違反行為を行うと、基準の処分期間に30日が加重されます。

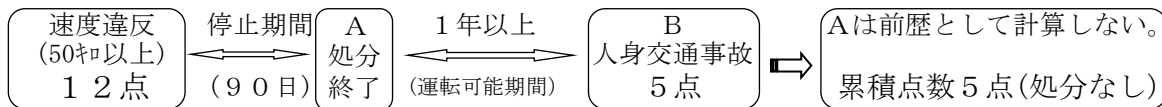


過去2年以上、無事故、無違反で経過した方が、1点、2点若しくは3点の違反行為をした場合、その後3か月以上違反行為がなければ、その1点、2点若しくは3点の違反点数は計算されません。



### ○ 計算されない前歴

運転免許の停止処分を受け、その処分満了後から1年以上の間（運転可能期間）に違反や事故を起こしたことがない場合は、それまでの前歴は計算されません。



※ 運転可能期間とは、停止処分期間等を除いた実際に運転ができる期間をいいます。

免許を所持し運転可能期間における無事故、無違反の期間が一定期間以上あると、点数計算などで有利な取扱いを受けることになりますので、交通違反をしたときは、特にその後の無事故、無違反に努めてください。